

## オ 青少年教育施設調査票

### ○ 施設の種別

#### 【変更の概要】

調査対象施設の種別を把握する調査項目において、現行の選択肢のうち「少年自然の家」、「青年の家（宿泊型）」及び「青年の家（非宿泊型）」の3類型に区別しているものについて、「青少年の家（宿泊型）」及び「青少年の家（非宿泊型）」の2類型に整理・統合する。

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>5 施設の種別</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 青少年の家(宿泊型)</li><li>2 青少年の家(非宿泊型)</li><li>3 児童文化センター</li><li>4 野外教育施設</li><li>5 その他の青少年教育施設</li></ul>	<p style="text-align: center;"><b>5 施設の種別</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 少年自然の家</li><li>2 青年の家(宿泊型)</li><li>3 青年の家(非宿泊型)</li><li>4 児童文化センター</li><li>5 野外教育施設</li><li>6 その他の青少年教育施設</li></ul>

〔新旧対照表：VI - 1 ページ〕

#### 【審査結果】

独立行政法人が設置者となっている青少年教育施設の運営主体については、従来、(独) 国立青年の家及び(独) 国立少年自然の家の2系統があったが<sup>(注)</sup>、平成18年4月にこれらの法人が統合され、(独) 国立青少年教育振興機構が発足したことに伴い、設置されている施設は、「国立青少年交流の家」及び「国立青少年自然の家」となった。

また、地方公共団体が設置する同種施設においても、「少年」と「青年」とを区別せず、「青少年」としている施設が存在するところである。

本件変更は、このような状況を踏まえ、従前の3類型について「青少年の家（宿泊型）」及び「青少年の家（非宿泊型）」の2類型に整理・統合するものであり、これについては、より実態に合った選択肢に変更することから、適当であると考える。

(注) 独立行政法人が設置者となっている青少年教育施設の運営主体については、他に、(独) 国立オリンピック記念青少年総合センターがあったが、これについても平成18年4月に(独) 国立青少年教育振興機構へ統合されている。